

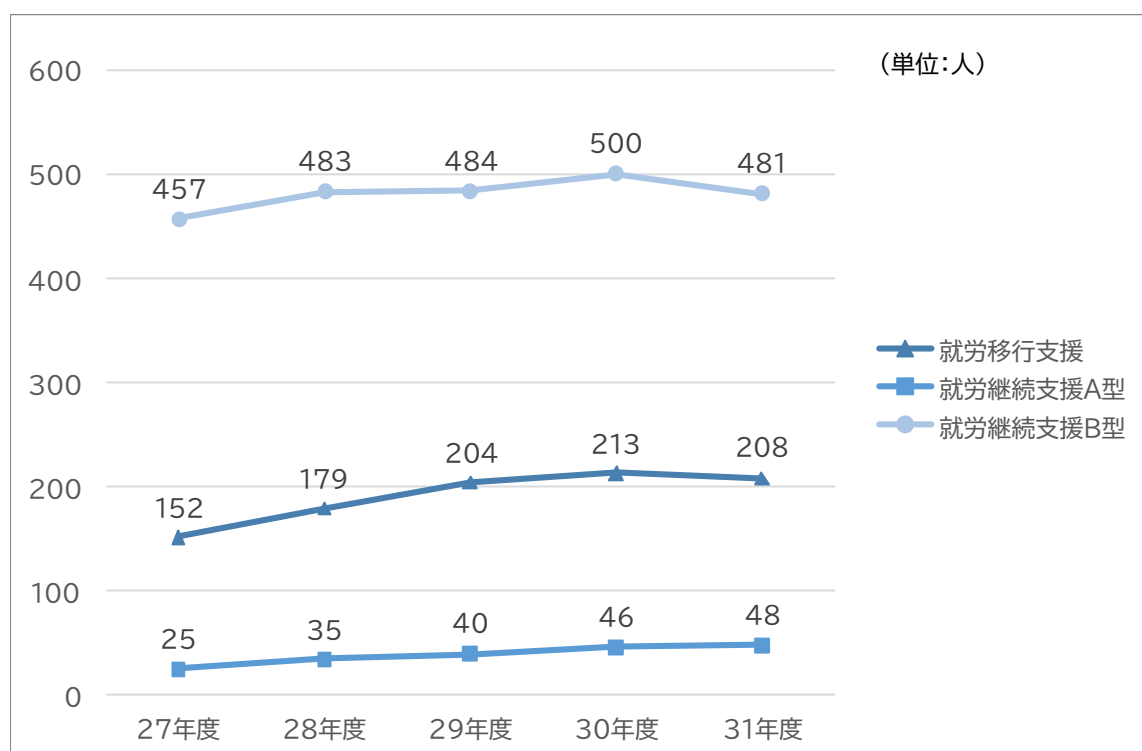
中野区における障害者の就労促進の取組

障害福祉計画に係る国の基本指針については、現在確定していないところであるが、令和2年1月17日に開催された社会保障審議会障害者部会（第98回）において、次のような成果目標等の見直し案が示されている。

「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持。その上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。

1 中野区における障害者の就労状況

(1) 就労系障害福祉サービス事業所の利用者数の推移



【利用実人員】

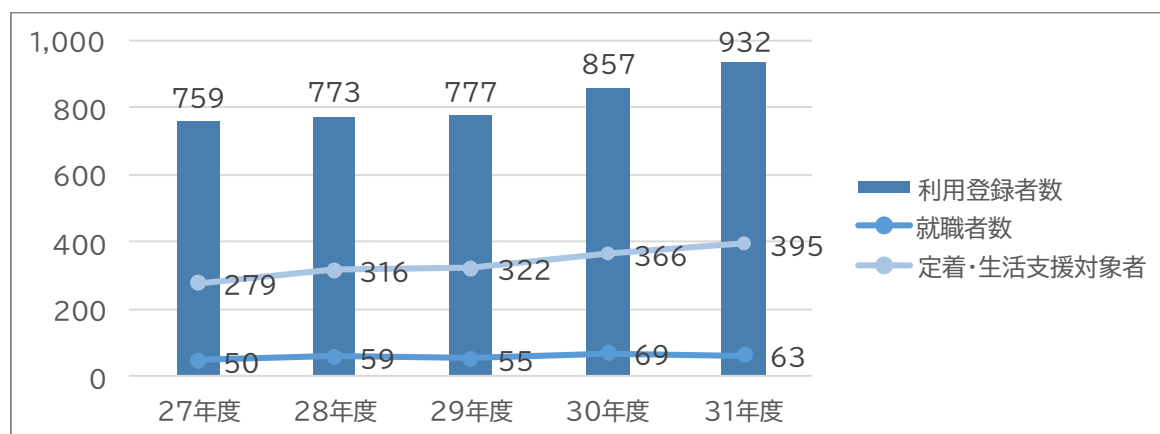
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
就労移行支援	152	179	204	213	208
就労継続支援A型	25	35	40	46	48
就労継続支援B型	457	483	484	500	481

(※)平成31年度の人数は2月末現在のもの。

(2) 中野区障害者就労支援センターにおける一般就労に向けた支援

就労支援センターでは、就業を希望する障害のある人の就業相談及び就労の準備のための就業前訓練、就労の場の確保に向けた企業開拓、就労に向けた面接同行、職場実習支援等の就職支援、就労後の定着・生活支援などを就労・生活支援コーディネーターが中心となり関係機関と連携して行っている。障害種別は、身体障害、知的障害、精神障害の他、発達障害、難病など様々な障害のある人を対象に実施している。

① 就労支援センター利用者数及び就職者数の推移

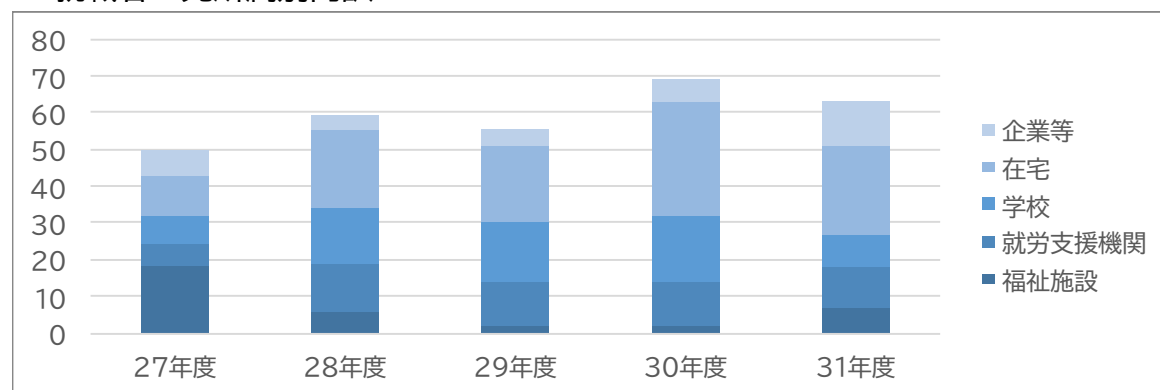


(単位:人)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利用登録者数	759	773	777	857	932
就職者数	50	59	55	69	63
定着・生活支援対象者数	279	316	322	366	395

② 就職者の属性について

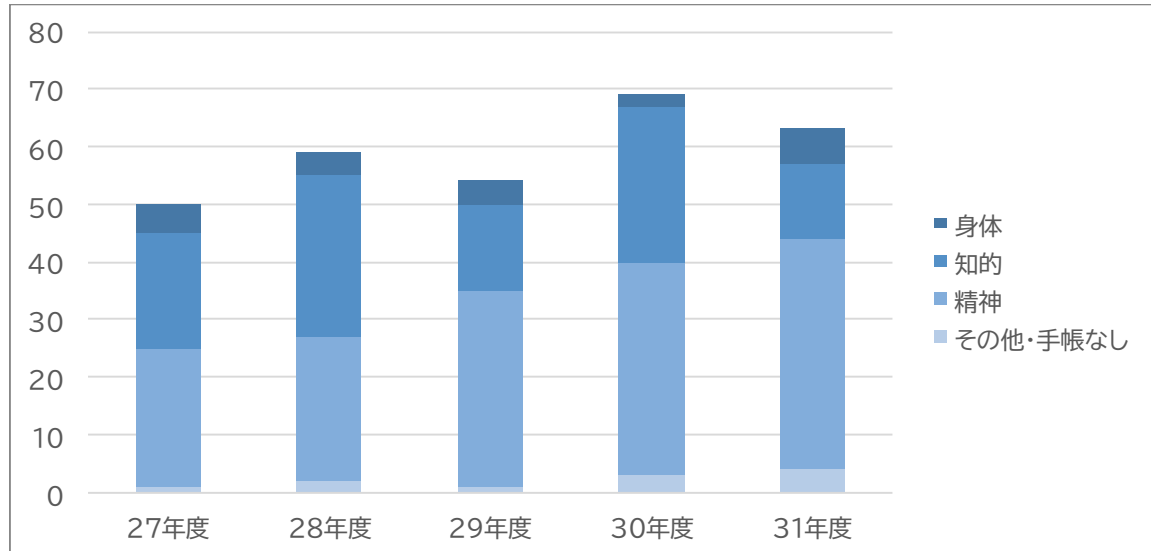
ア. 就職者の元所属別内訳



(単位:人)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
福祉施設	18	6	2	2	7
就労支援機関	6	13	12	12	11
学校	8	15	16	18	9
在宅	11	21	21	31	24
企業等	7	4	4	6	12
合計	50	59	55	69	63

イ. 就職者の障害別内訳



(単位: 人)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
身体	5	4	4	2	6
知的	20	28	15	27	13
精神	24	25	34	37	40
その他・手帳なし	1	2	1	3	4
合計	50	59	54	69	63

③ 特別支援学校・障害者就労施設等連携事業について

就労支援の業務経験が豊富な相談支援専門員を配置し、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、授業中の見学等からアセスメントを行い、在学中に課題解決に取り組みながら、卒業後における進路の選択肢を拡げてゆく。さらに、一般就労を希望する就労系障害福祉サービス事業所（主として就労継続支援 B 型事業所）の利用者に対し、アセスメント等を行いながら、就労への意識付けをさらに高めて個々の適正な能力に合った移行先を目指す支援を行う。

【平成 30 年度の取組】

取組内容	実績
総合相談	179 件
計画相談支援	22 件
モニタリング	36 件
特別支援学校高等部訪問	24 回 延 182 人対応
就労継続支援 B 型事業所訪問	9 事業所 延 51 人対応
理解啓発セミナー	1 回実施 51 人参加

④ 障害者のための就職準備フェアについて

障害のある人の就労を目指して、職場実習や企業就労にチャレンジするため、ハローワーク新宿、東京障害者職業センター、新宿区・杉並区の就労支援機関と共同して開催している。

【平成 30 年度の取組】

○就職準備セミナー（精神障害者及び知的障害者向けの2会場に分かれて実施）

- ・第一部「就職準備講座」(就職を目指す方への心構えや備えておくべきこと等)
 - ・第二部「企業担当者と働いている人からのメッセージ」(企業で働く上司と障害者の講演)
- 全体参加者 94 人(中野区民 23 人)

⑤ 区役所等職場体験実習について

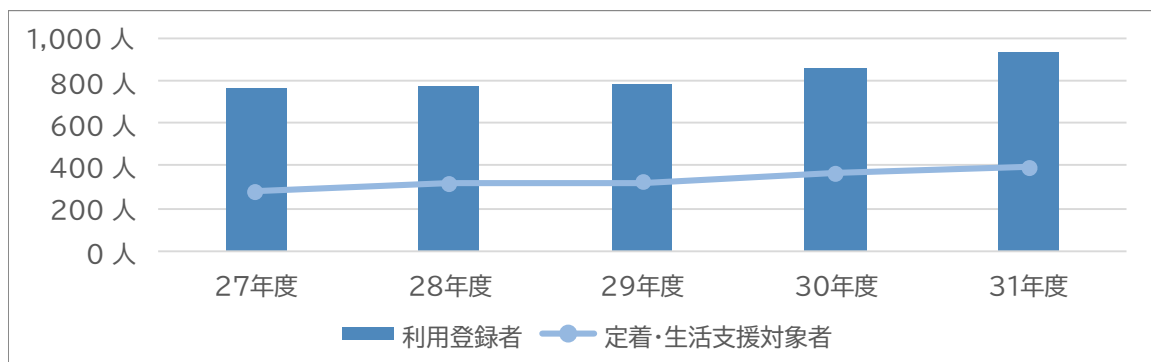
区役所及び、中野区社会福祉協議会の事務室等において、事務補助等の職場体験を行っている。

【平成 30 年度の取組】

実施場所	実績
中野区役所	5回実施 13 人参加
中野区社会福祉協議会	1回実施 2人参加

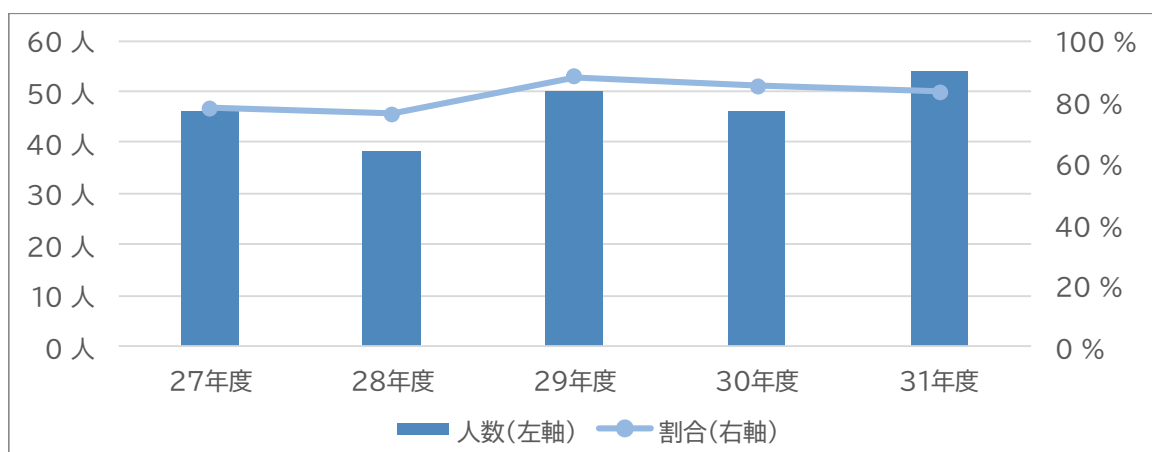
(3) 中野区障害者就労支援センターにおける定着支援・生活支援

① 利用者数の推移



	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
利用登録者	759 人	773 人	777 人	857 人	932 人
定着・生活支援対象者	279 人	316 人	322 人	366 人	395 人
支援件数(延)	5,211 件	5,444 件	7,328 件	7,078 件	7,282 件

② 定着支援1年後の定着者の割合・人数の推移



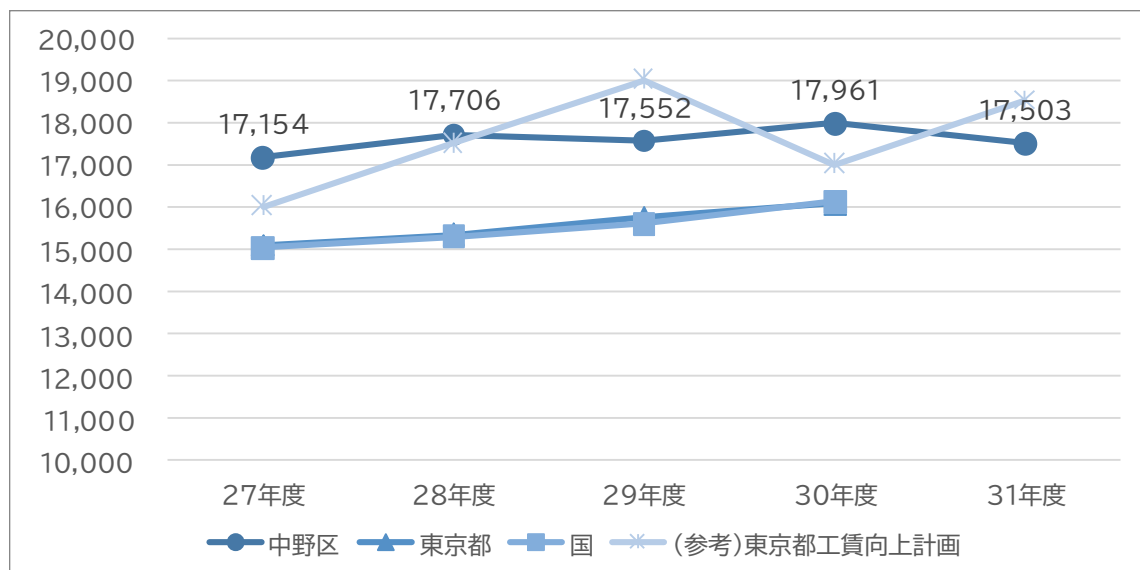
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
対象者数	46 人	38 人	50 人	46 人	54 人
定着割合	78 %	76 %	88 %	85 %	83 %

支援1年後の定着割合は、ほぼ横ばいで推移しており、近年では80%を超える状態が続いている。

2 福祉的就労における工賃向上の取組

(1) 福祉的就労における工賃実績の推移

① 就労継続支援B型事業所の平均工賃(月額)の推移

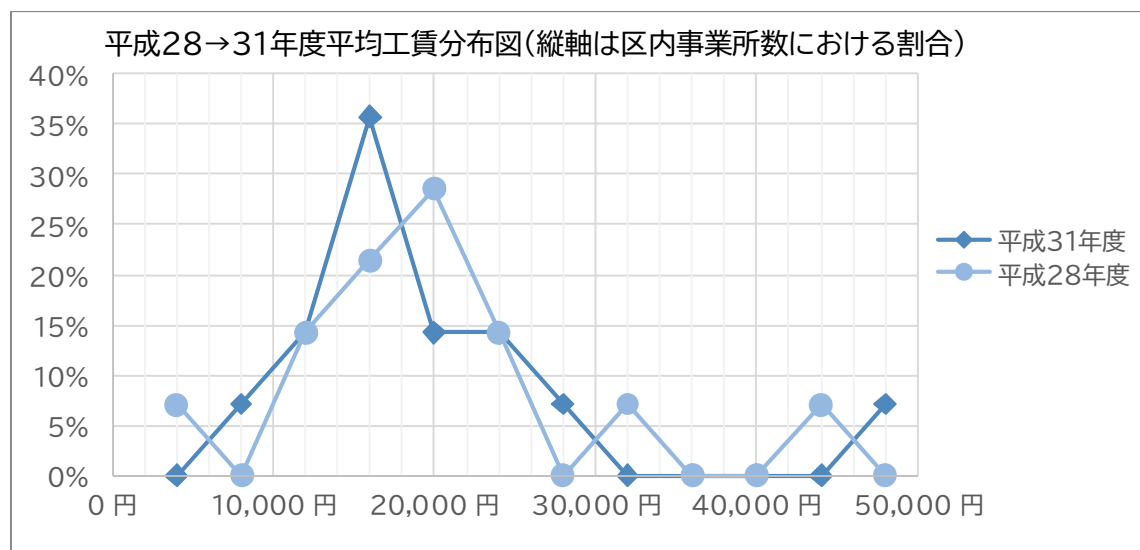


(単位:円)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
中野区	17,154	17,706	17,552	17,961	17,503
東京都	15,086	15,349	15,752	16,078	-
国	15,033	15,295	15,603	16,118	-
【参考】東京都工賃向上計画目標	16,000	17,500	19,000	17,000	18,500

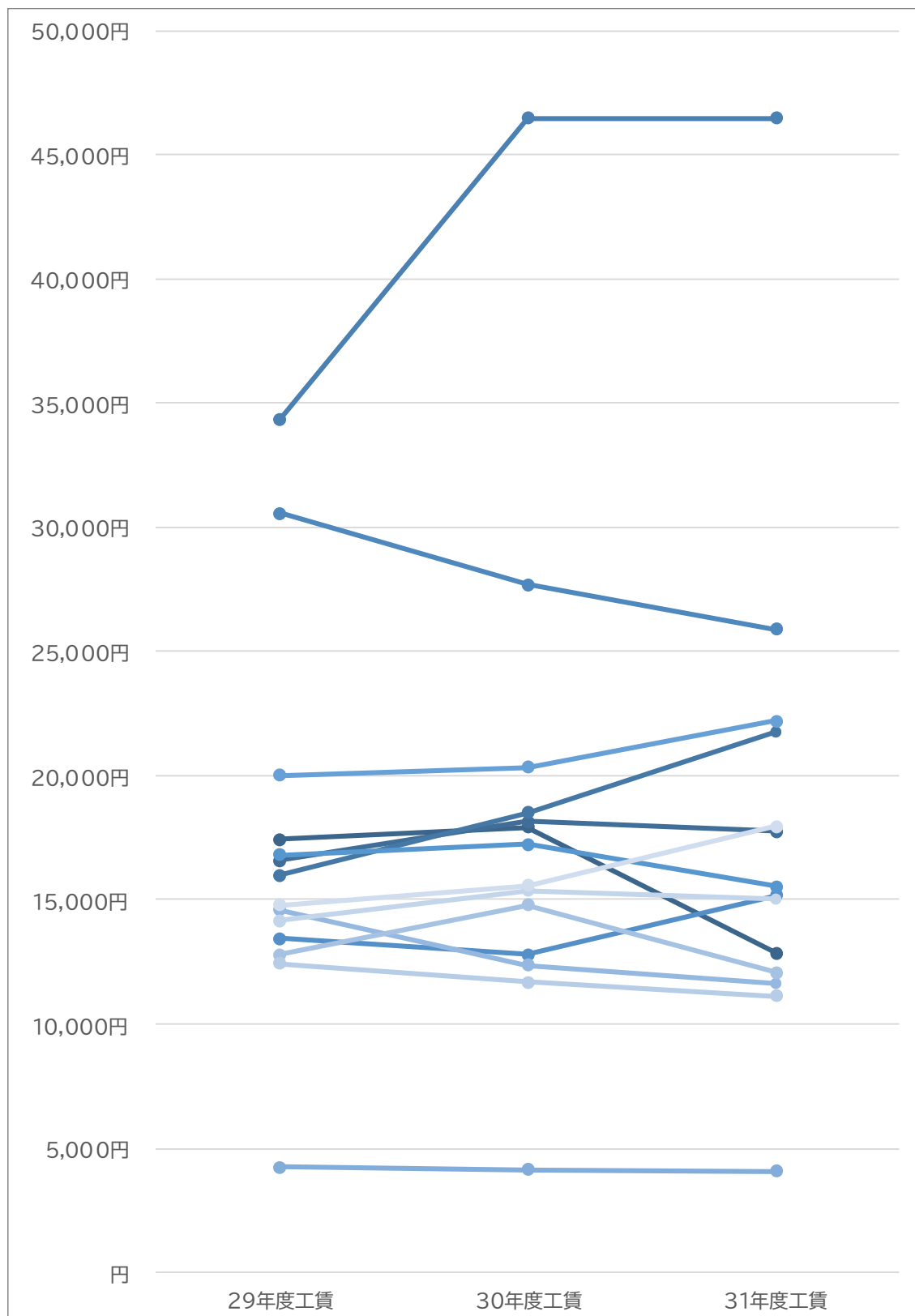
※ 東京都工賃向上計画は3年毎に改定され、直近は、平成30年度～32年度の目標金額。

② 区内就労継続支援B型事業所の工賃分布



平成31年度は、平均工賃 16,000 円程度の事業所が全体の35%を占めることとなり、28 年度との比較では、区内平均を下回っていた事業所の工賃が向上することで、事業所間の工賃格差が、やや縮小する状況が見られている。

③ 区内就労継続支援B型事業所毎の年度間工賃比較(過去3か年)

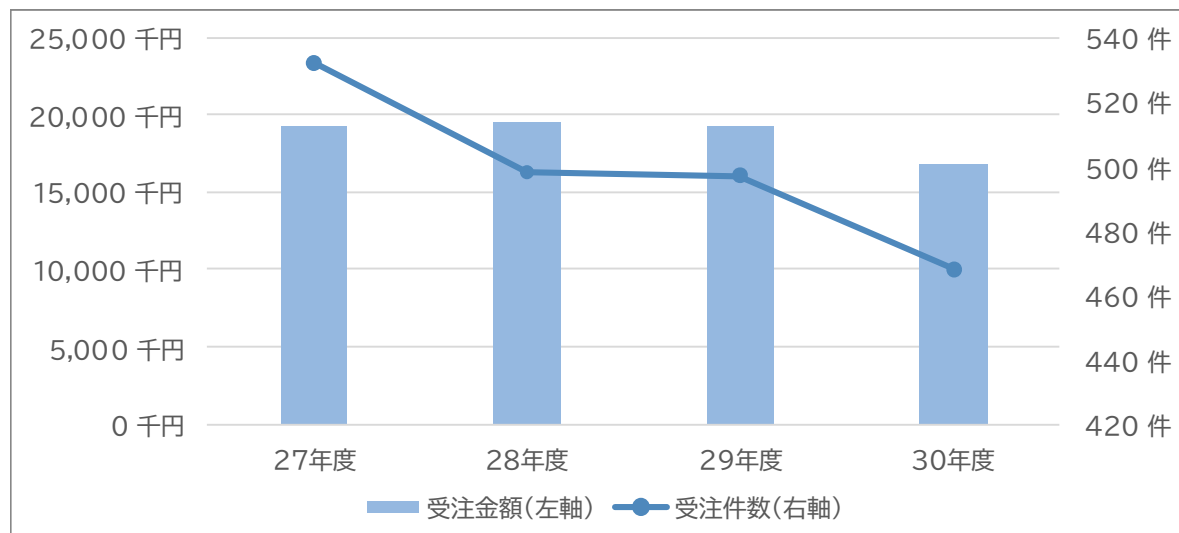


平均工賃が15,000円前後の事業所については、工賃水準が安定もしくは緩やかに上昇しているものが比較的多い。その一方で、高い水準の工賃の事業所の年度変化が大きい傾向にある。

(2) 工賃向上に向けた主な取組

① 共同受注促進事業について

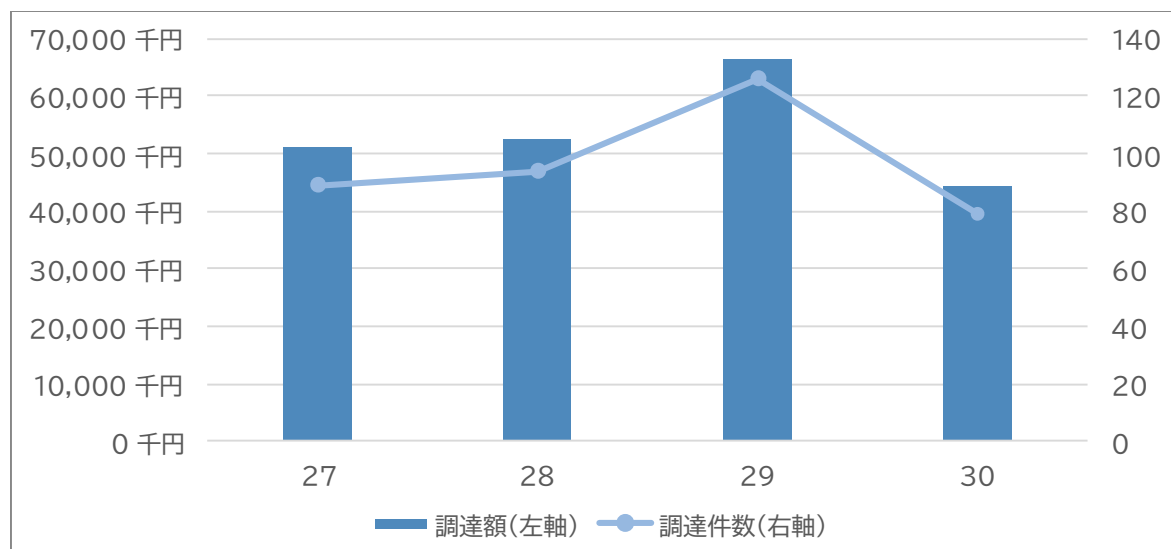
就労系障害福祉サービス事業所が安定的に仕事を確保し、事業所で働く障害のある人の工賃向上を目指して、就労支援センターの受注開拓員が企業に営業活動を行い、受注・分配から納品まで、障害者就労施設に対して支援を行う。



	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
受注件数	532 件	498 件	497 件	468 件
受注金額	19,234,842 円	19,483,922 円	19,197,470 円	16,730,093 円

② 就労系障害福祉サービス事業所への発注の拡大

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、区内の就労系障害福祉サービス事業所の受注機会を拡大するために、区役所における、封入封かん、シール貼付、折込み等の、事業所が受注可能な役務等について優先的に発注している。



	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
調達件数	89 件	94 件	126 件	79 件
調達金額	51,129,463 円	52,497,357 円	66,186,138 円	44,480,106 円

③ 自主生産品販売会の開催

なかの障害者就労支援ネットワーク（共同受注部会）が中心となり、区内就労系障害福祉サービス事業所の受注の安定確保や障害者の就労に関する理解啓発を図るため、中野区役所1階のロビーを活用した、自主生産品等の物品販売会を開催している。

3 障害者の就労促進に向けた取組の課題と方向性

(1) 一般就労の促進と定着支援について

障害のある人が就職し、就労を継続していくためには、区内の障害者就労施設や特別支援学校、保健・医療機関等さまざまな関係機関との連携が必要であり、これらの調整に掛かる支援が重要である。安定した就労を継続するための就職者のアフターフォローの受け皿として、就労支援センターの果たす役割は重要性を増しており、就労が継続できるよう、事業所等と連携をとりながら就労定着支援を進めていく必要がある。

また、東京都においては、令和元年12月に、障害のある方を含め様々な要因から就労が困難な方が働くための新たな場であるソーシャルファーム（※）の創設の促進のため、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定した。都はこれに基づき、今後、企業に対してソーシャルファームの認証制度を創設し、また、あわせて企業に対して情報提供、費用助成、相談・助言など、様々な支援のための施策を検討しているところである。

（※）以下の3点を満たす事業者をソーシャルファーム（社会的企業）という。

- ① 事業からの収入を主たる財源として運営していること。
- ② 就労困難者と認められる者を相当数雇用していること。
- ③ 職場において、就労困難者と認められる者が、他の従業員と共に働いていること。

今後、このようなソーシャルファームの拡大を見据え、中野区としても、障害者の雇用に意欲のある企業に対し、積極的な働きかけを行っていくべきである。

また、令和2年度から障害者雇用を行う事業主に対する国の「特例給付金制度」が創設され、短時間雇用（週10～20時間未満）について給付金が支給されるようになった。障害の特性によっては長時間の勤務が困難な場合もあり、今後、この制度を活用し、さらなる職場開拓を展開することが求められる。

(2) 障害者総合支援法の「定着支援」と就労支援センターの定着支援について

平成30年度から障害者総合支援法における障害福祉サービスとして「定着支援」が創設された。これは、同法における「就労移行支援」を経て企業等に雇用された者に対し、最大3年間、事業所において就労を継続するために必要な連絡調整や課題解決への支援を行うものである。このサービスの利用終了後もなお支援が必要な場合は就労支援センターで定着支援を行うことができるが、支援の円滑な引き継ぎ等に際して、事業所とセンターとの連携不足が課題となることがあり、一層の連携強化が求められる。

(3) 工賃のさらなる向上について

就労系障害福祉サービス事業所が安定的に仕事を確保し、事業所で働く障害のある人の工賃向上を目指すためには、企業に対して受注開拓のための営業活動を行い、受注・分配から納品までの流れが円滑に進むよう事業所に対する支援を行うことが求められる。また、企業からの受注に対し

て事業所が対応しきれないといった、需給のミスマッチが一部見られるという課題もあり、事業所における職業指導のスキルアップ等に向けた支援も必要である。

(4) 新型コロナウイルス感染症による経済停滞の影響について

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界的に社会経済活動の縮小が余儀なくされているところであり、国内においても、本年4月に政府により緊急事態宣言が発出され、様々な営業活動の縮小や外出自粛の要請等がなされるに至り、現下においてもこの状況が継続している。

この緊急事態宣言が解除された後においても、長期にわたって社会の全域において感染症予防対策が求められると考えられ、これによる経済の停滞が免れないものと強く見込まれる。このため、今後、企業における人員採用の抑制や、発注の削減など、障害がある方の就労等を巡る環境が厳しさを増してゆくことは疑い得ない。このような、いわゆる「コロナ禍」以後の社会を見据え、変化に即応できる柔軟な体制のもと就労・定着促進、工賃向上に取り組まなければならない。